いわての不動産がわかる情報誌

イーハトーヴ vol. 147

宅建いわて● 2023年1月

一般社団法人　岩手県宅地建物取引業協会
公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会岩手本部

新年挨拶 ―― 3
トラブルから学ぶこと ―不動産取引の紛争事例― ―― 6
第22回 きわこさんと学ぶ　北上山地の暮らしと文化 ―― 11
本で知る、いわて 第20回 ―― 12
アンダーエイジの「住んでます！ いわて」第21回 ―― 20
あの日から、岩手。vol.34 ―― 21

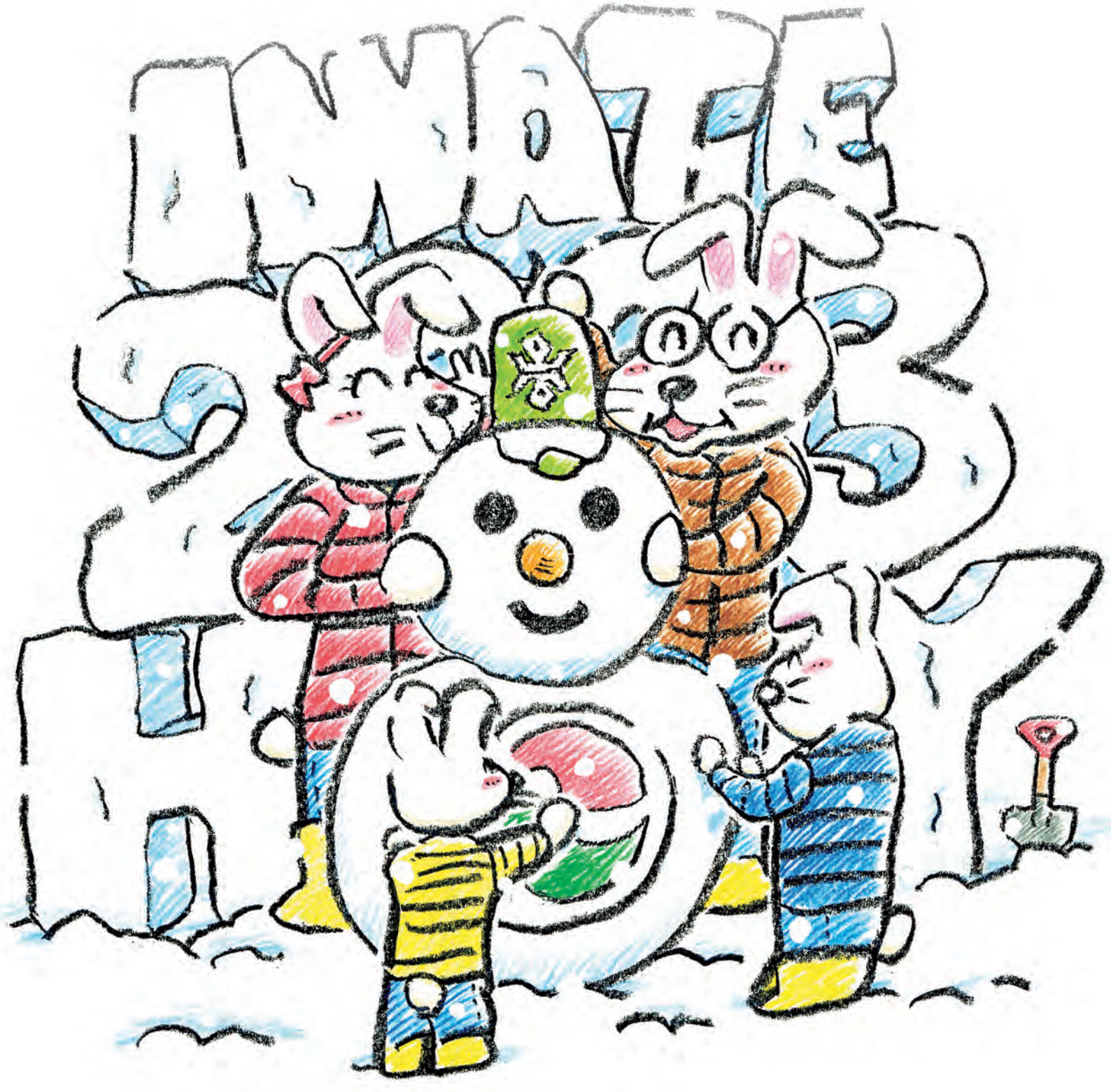

目次

2023.1　Vol.147

新年挨拶 …… 3
協会トピックス …… 4
トラブルから学ぶこと ―不動産取引の紛争事例― …… 6
支部活動報告 …… 8
こめんとバトンタッチ …… 10
第 22 回 きわこさんと学ぶ 北上山地の暮らしと文化 …… 11
本で知る、いわて　第 20 回 …… 12
INFORMATION …… 14
宅建いわての活動―協会の動き― …… 18
ニューフェイス …… 19
アンダーエイジの「住んでます！ いわて」第 21 回 …… 20
あの日から、岩手。vol.34 …… 21
業界の変動 …… 22
プレゼントクイズ・読者の窓・編集の窓 …… 23
今号のプレゼント …… 24

〔表紙〕作者より一言

今年はうさぎ年

年男の私は　うさぎのようにピョンピョン目標に向かって飛びはねたい！

と言い続けてうん十年。

いまだに同じ事を言っている自分に涙。
おかげで目は真赤。

私はまちがいなくうさぎです。

皆川 正幸（みなかわ まさゆき）

昭和 38 年 2 月 12 日生まれ　岩手県岩泉町在住
㈱学生援護会 an（アルバイトニュース）のイラストレーター、漫画家あだち充氏のアシスタントを経験したほか、講談社コミックボンボン「カッピー」を 4 年間連載。
平成 19 年岩泉町に帰郷。
現在は専門学校の非常勤講師も務めている。

ハトマークについて

このハトマークは、全宅連系 47 都道府県協会のシンボルマークです。2 羽の鳩は、「会員業者と一般消費者の信頼と繁栄」を意味しています。また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表わしています。

REAL PARTNER

不動産の取引は安心のハトマークのお店へ！
夢が広がる不動産ネットワーク

ハトマークサイト岩手

不動産情報が検索できる

http://www.iwate-takken.or.jp/

または　岩手県宅建協会　検索

タイトル「イーハトーヴ」の由来

イーハトーヴとは、「岩手」（歴史的仮名遣で「いはて」）をもじって作られた宮沢賢治による造語で、賢治の心象世界中にある理想郷を指す言葉。
（フリー百科事典「ウィキペディア（wikipedia）」より）
全国に「岩手」をアピールできる「イーハトーヴ」をこの情報誌のタイトルとしました。

新年のご挨拶

会長　多田幸司

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご健勝にて新年を迎えられましたことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、会務運営に際しまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年はコロナ禍に続き、ウクライナ情勢に振り回された1年でした。コロナ禍で対面での会議が減り、人の表情を見て会話をすることや、人とのふれ合うことの大切さを改めて感じています。日本においては第八波が猛威を振るう中で、患者の治療やワクチン接種にあたっていただいている医療従事者・関係者の皆様には心から感謝申し上げます。

そのような中でも、昨年2月には北京冬季オリンピックが開催され、スキー・ジャンプ男子ノーマルヒル個人で金メダルを獲得した八幡平市出身の小林陵侑選手とノルディック複合団体で銅メダルを獲得した同じく八幡平市出身の永井秀昭選手の活躍を始め、日本は金メダル3個を含む18個を獲得。さらに米国メジャーリーグで活躍中の奥州市出身の大谷翔平選手はエドガー・マルティネス賞を2年連続での受賞。日本中に感動と勇気を届けてもらいましたし、岩手県民として大変嬉しく誇らしい出来事でした。

当協会の昨年の総会は、約3年ぶりに会員の皆様からご出席していただき、永年会員表彰と短時間ではありましたが懇親会も実施することができましたが、コロナ禍は依然収束せず、協会の主な事業である研修会はすべて基本的にweb配信、会議もweb参加も可能とし、各支部での各種懇親イベントもなかなか開催することができずに終わった年でした。

業界を取り巻く状況としては、昨年5月にデジタル社会の形成を目的としたデジタル改革関連法整備の一環として宅地建物取引業法が改正され、今回の改正により、重要事項説明書やいわゆる37条書面等、不動産取引にあたり宅地建物取引業者が交付すべき書類について押印が不要となり、また、紙ではなく電磁的方法による交付が可能となりました。全宅連では昨年11月に会員の皆様が低額で便利に利用できる電子契約システムの提供を開始し、今後も更なるデジタル化・電子化の推進が予想され、我々も否応なしに対応していかなければなりません。

また、昨年9月には不動産広告表示規約・同施行規則が改正、本年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始、来年4月には相続登記の義務化が実施されます。時代の変化に取り残されることなく、不動産市場の活性化を推進するとともに宅地建物取引業者の資質向上と消費者保護を図る事業を充実し、より一層信頼され親しまれる協会として次の世代に引き継いでいくことが使命と考え、昨今の新型コロナウイルス等にも負けない協会を目指して活動してまいります。

最後になりましたが、会員皆様のますますのご繁栄とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和４年秋の叙勲
多田会長が旭日双光章受章

令和４年秋の叙勲の受章者が、11 月３日付で発令され、当協会会長の多田幸司氏が、不動産業振興功労により旭日双光章受章の栄に浴されました。

多田会長は、多年にわたり宅地建物取引業に精励するとともに、当協会の会長をはじめ、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の副会長等を歴任して業界の発展に寄与した功績により受章となりました。

令和４年度第２回、第３回宅地建物取引士法定講習会を開催

令和４年 10 月４日（火）、10 月 25 日（火）の両日、アートホテル盛岡において宅地建物取引士法定講習会を開催しました。

本講習は、宅地建物取引士証の更新または新規交付（試験合格後１年以内の方を除く）の際に必要な講習で、新型コロナウイルス感染症対策として密集、密接を避けるため、各回の定員を制限して２回に分けて開催しました。当日は、県外登録者を含め合計で 154 名が受講し、講習会終了後、岩手県登録の受講者には宅地建物取引士証を交付しました。

次回は令和５年２月７日（火）にアートホテル盛岡にて開催を予定しております。座学形式により開催いたしますので、岩手県登録の受講者には、当日、講習会終了後に宅地建物取引士証が交付されます。

宅地建物取引士資格試験の合格後１年を経過している方や宅地建物取引士証の有効期限が切れた方で、宅地建物取引士証の交付を希望される方につきましては、協会事務局までお問い合わせください。

令和４年度新入会員研修会を開催

令和４年 11 月 11 日（金）、令和４年度新入会員研修会を Web 配信により開催しました。この研修は新入会員を対象として開催しているものですが、不動産業の基本から実務まで幅広く勉強できる場として、新入会員だけではなく既存会員からも受講希望がある人気が高い研修です。当日は、既存会員を含め 16 事業者から 17 名が受講し、『不動産業者の調査説明義務』や『不動産広告の表示規約改正と相談事例について』などの基本的な内容で行われました。受講後に行ったアンケートでは、「会社勤めをしていた時とは違い、違反した場合、自分に責任が生じると身の引き締まる思いになりました、「改めて調査の重要性を感じました。これからも適切な不動産取引を心掛けます」などの感想が寄せられました。

令和４年度　第３回宅建業者等研修会を開催

令和４年 10 月 21 日（金）、会員を対象にした web 研修会を開催しました。当日は、２部構成によりプログラムが進められ、第１部においては「フラット 35 上手な使い方」をテーマに、（独）住宅金融支援機構東北支店の後藤 良之 氏を講師として、フラット 35 の制度概要と本年 10 月に改正された内容等について説明が行われました。

第２部では「適格請求書等保存方式の概要」をテーマに、盛岡税務署 上席国税調査官の大友 邦之 氏を講師として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する説明が行われました。本制度は令和５年 10 月１日から消費税の仕入税額控除の方式として開始されるもので、総務・経理に従事する社員等を含めた 88 名が受講。研修後に行ったアンケートには「インボイス制度の予備知識がなかったので受講できて良かった」、「今回の内容を踏まえ、国税庁にて公開している関連動画も参考にしながら理解を深めたい」などの感想が寄せられました。

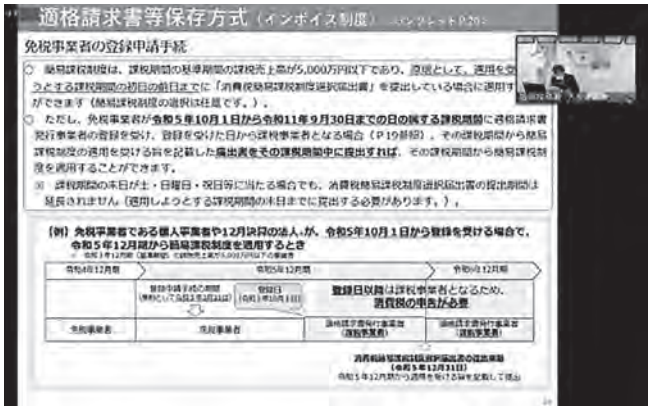

収益物件の賃貸借契約や建物の状況に関して不正確な情報を提供した媒介業者に債務不履行責任が認められた事例

（東京地判 令2・2・18　ウエストロー・ジャパン）和田 秀之

収益物件の買主が、媒介業者に対し、賃貸借契約や建物の状況の正確な情報を調査、説明をしなかったとして損害賠償を求めた事案において、媒介業者の不完全履行による買主の損害として、説明賃料と実際賃料の差額約11ヵ月分および支払済媒介手数料の半額を認めた事例

（東京地裁　令和2年2月18日　判決
ウエストロー・ジャパン）

1. 事案の概要

共同住宅兼事務所ビル（本件土地建物）の売主Aより、媒介の依頼を受けた媒介業者Y（被告）は、Aに賃貸借契約に係る資料や建築確認通知書、検査済証、建物図面等の提出を求めたが、Aが作成したという家賃管理表（実際の賃料は月84万円余のところ、89万円と記載されていた）や建物図面以外は入手ができなかった。

Yは、想定月額賃料（Aの家賃管理表の賃料に、Aが自用する1・2階事務所部分のYの想定賃料を加えたもの）を133万円余とする物件概要を作成しレインズに掲載したところ、これを見た買主X（原告・宅建業者）は、本件土地建物を購入して第三者に転売した上で、本件建物のサブリース契約を結ぶことを考えた。

XはYに、賃貸借契約書や建物検査済証等の開示を求めたが、Yより、それらはないとの回答を受けた。Xは、建物1階部分の内覧がAの拒否によりできなかったが、市役所にて、本件建物の建築確認通知書・検査済証の発行が確認できたことから、Xは本件土地建物を購入することにし、平成29年12月、YをA及びXの媒介業者として、Aとの間で、売買代金1億9000万円とする売買契約を締結した。

平成30年1月9日、Xは転売先Bに、本件土地建物を売買代金2億7780万円で売却し、同月13日に、Bを貸主、Xを借主として、月額保証賃料をY作成の賃貸状況表に記載された想定賃料と同額の133万円余、契約期間を同月22日より2年間とする賃料保証型の一括建物賃貸借契約を締結した。

同月22日にXとAの売買契約の決済が行われた。

その後、Xが依頼した建物管理会社の状況確認により、家賃管理表について、1室は本件売買契約前に退去済みであり、2室については賃料が誤っていることが判明した。また、テナントの申込みがあった1階事務所部分については、駐車場として建築確認を受けていて、事務所等への用途変更は容積率違反となることが判明し、申込みはキャンセルとなった。

Xは、Yに対し、重要な事項について調査や資料の開示を行わず、不正確な情報を説明、告知したとして、Yの本件媒介手数料の全額622万円余、Yより提示された賃貸状況表と実際賃料との差額2年分183万円、建物1階部分のテナントキャンセルにより得られなかった賃料4年分2592万円、計3397万円余の支払いを求める本件訴訟を提起した。

Yは、必要な資料や情報の収集等について売主であるAの協力が得られない一方、Xが本件売買契約の締結を急ぐ中で、調査義務及び説明、告知義務を尽くしたから、債務不履行責任を負うことはないなどと主張した。

2. 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求について一部を認容した。

（Yの債務不履行責任について）

Yは、Xに対し、本件媒介契約に基づく善管注意義務として、Xにとって重要な事項について、自ら調査し又は売主から資料等の提供を受けるなどして、正確な情報を説明、告知すべき義務を負うと解される。

本件建物1階は、建築確認通知書や検査済証交付の時点では駐車場とされていたが、その後、店舗に改造されたため、当該用途変更により容積率超過の状況にあったにもかかわらず、Yは、本件建物1階が駐車場として建築確認等を受けていることを説明せず、本件建物の図面を交付することもなかったから、Yには、建ぺい率及び容積率違反の有無、建築確認申請の状況、本件建物の概況に係る、説明・告知義務を果たしたとはいえず、債務不履行責任を負う。

本件建物の賃貸借契約の状況は、不動産売買契約の締結に当たり、Xにとって重要な事項であり、Yは、Xに対し、その正確な情報を説明、告知すべき義務を負うところ、Yは、裏付けとなる賃貸借契約書等の客観的資料を確認しないまま、Aが作成したという家賃管理表の内容を鵜呑みにして、何らの留保を付けることなく、事実と異なる賃貸状況表を作成し、Xに説明したものであるから、本件建物の賃貸借契約の状況に係る説明、告知義務違反により債務不履行責任を負う。

（Xの損害額について）

X主張の、1階部分のテナントキャンセルによる損害については、建物1階が駐車場として建築確認を受けている旨を明らかにして入居者を募集していたならば、そもそもテナント申込みはなかったと認められるから、Yの説明義務違反との間に因果関係を認めることはできない。

Y説明の賃料収入額と実際の賃料収入額との差額による損害については、建物の引渡し後から本件訴訟の口頭弁論終結時までの間の143万円をもって、Yの債務不履行による損害と認めるのが相当である。

X主張の媒介手数料の損害については、本件売買契約自体の締結には至っており、本件媒介契約が解除されたわけではない。よって全額を損害と認めるのではなく、Yの本件建物の容積率違反の有無等の説明・告知義務違反の内容、程度等に鑑み、支払済媒介手数料の半額311万円余を損害と認めるのが相当である。

以上によれば、Yの債務不履行によりXが被った損害は、合計454万円余となる。

3. まとめ

収益物件の賃貸状況は、買主の購入判断に影響を与える重要な事項であり、媒介業者は、正確な情報提供を行う必要があることを認識しておく必要がある。従って、媒介業者が賃貸状況を買主に説明する場合には、売主から入手した賃貸状況表が誤っていることがありうるとの認識のもと、その裏付けとなる賃貸借契約書の提示を受け、確認を行い、提示が受けらない等により不明であった場合には、その旨の留保（リスクある旨）を付けて、その正確性を含めて賃貸状況を説明する必要がある。

なお、1階駐車場の用途変更による容積率違反事例はよく見られることから、媒介業者においては、建築確認申請図面と現状建物との確認は是非行っておきたい。

（調査研究部調査役）

●――盛岡支部

ボウリング大会を３年ぶりに開催

11月28日（月）、盛岡市のマッハランドにおいて厚生流通委員会と青年部の共催による第20回ボウリング大会を開催しました。盛岡支部では会員の親睦と交流を深めることを目的として毎年、ボウリング大会を開催しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度に開催した大会以降、中止となっていたことから３年振りの開催となりました。

当日は、20名の参加のもと、感染防止対策をとりながら２ゲーム合計のスコア（性別によるハンデあり）により競技が行われ、各賞を目指し熱い戦いが繰り広げられました。

大会後、表彰式を行い、入賞された方に豪華賞品が贈られ、大いに盛り上がりました。

※入賞者

賞	氏名	商号又は名称
優勝	吉田　恵子	岩手県宅地建物取引業協会
準優勝	佐野　忠敬	株式会社タカヤ
第３位	菊地　賢治	丸高商事株式会社
レディース賞	中島　睦美	株式会社ソラボ不動産

（敬称略）

●――花巻支部

遠野市空き家相談会に相談員を派遣

11月13日（日）に遠野市役所において空き家相談会が開催され、花巻支部からさとう不動産 代表の佐藤 淳 氏を相談員として派遣しました。

当日の相談者は12組で、相談内容のほとんどが相続により所有することになった空家の売却や処分に関するもので、限られた時間の中、必要な情報提供やアドバイスを行いました。

空き家問題は問題点が多岐にわたり、それぞれの事情により解決に向けた取組みは異なりますが、時間の経過は概ねマイナスとなりますので、１日でも早い対応が望まれるところです。

●――北上支部

北上済生会病院に車椅子を贈呈

北上支部では、今年度から地域に根差した社会貢献活動に取り組んでいくこととしており、活動の第１弾として令和４年９月22日、北上済生会病院に５台の車椅子を贈呈しました。

当日は、支部から伊澤哲雄支部長のほか、千田眞幹事、舞草孝幹事、髙橋由紀子幹事の４名が同院を訪れ、一戸貞文院長にハトマーク入りの車椅子を贈呈しました。

北上支部では豊かで暮らしやすい社会の実現に向けて、引き続き、社会貢献活動に取り組んで参ります。

●――北上支部

北上市空家相談会に相談員を派遣

令和４年９月22日、北上市ツインモールプラザ西館において北上市空家相談会が開催されました。

この相談会は、北上市都市計画課が主催し、主に空き家の所有者を対象として行われたもので、北上支部から伊澤支部長と藤原副支部長を相談員として派遣しました。

当日は、５件の相談があり、空家の利活用や適正な管理の方法について不動産に関する専門家の立場からアドバイスしました。

昨今、空家の増加が社会問題化していることもあり、北上支部として行政や関係機関と連携しながら、空家問題の解消に向けて取り組んでいくこととしております。

●――二戸支部

暴力団追放二戸地区民大会に出席

令和４年11月22日（火）にHOZホール（九戸村公民館）において、令和４年度暴力団追放二戸地区民大会が開催されました。

大会では、二戸警察署による「暴力団と特殊詐欺」の講演と地元伊保内高校生による「江刺家神楽」が披露されたほか、犯罪のない明るく住みよい二戸地区を確立するため、住民の力を集結して暴力団追放意識の高揚を図り、暴力団に対する監視活動と追放運動を推進し、地域住民の平穏な生活を脅かす一切の暴力の追放に取り組むことを確認しました。

●――沿岸支部

宮古市「空家の個別相談会」開催

令和４年９月25日（日）、宮古市地域創生センター うみマチひろばにおいて宮古市空家の個別相談会が開催されました。

この相談会は様々な空家のお悩みをお持ちの方を対象としたもので、様々なジャンルの専門家が空家に関する相談に対応し、沿岸支部からも相談員を派遣しました。

宮古市では現在、企画部企画課地域創生交流推進室を中心に、年々増加している空家問題への対応や空家の処分等に関する相談窓口を設けるなど積極的に取り組んでいるところで、その一環として、「空家対策推進協議会」を設置し、沿岸支部もチームの一員として活動に参加しています。

主な活動内容は、今回開催された空家個別無料相談会における相談者への助言のほか、空家等対策計画の策定及び変更、空家等流通促進検討チームによる補助金申請内容の審査等となっており、沿岸支部として、引き続き空家問題の解決に向けて取り組んでいくこととしております。

こめんと バトンタッチ

Vol.146 のラストコメンテーター
㈱スマイヴ　千田　哲さんから、
㈱村上不動産企画　村上　麻衣子さんへ
バトンタッチ！

「 大家族コロナ体験記 」

村上　麻衣子さん（399 人目）

㈱村上不動産企画（奥州支部）
奥州市水沢東上野町 2-10
TEL 0197-34-4184

先月、ついにわが家にもコロナがやってきてしまいました。まずは夫が発症し、翌日に私も発症。幸い症状はそれほど重くありませんでしたが、何しろわが家は大家族。しかも構成員は、大人 2 人に対し、子供 8 人（フランスからの留学生 1 人含む）と、お世話されたい側の人多めの構成です。まず大人が発症して隔離となったことで、子供たちの食事どうする問題が生じました。

しばらくは、戦力として期待されていた長女次女が頑張っていましたが、次々発症してピンチに。後半は思いがけず中 2 男子がひとりで食事を切り盛りして乗り切るという意外な展開となりました。しかも、いつもパパとママはこんなに大変な家事をしているんだねと言われましたので、そんなことも普段はなかなか経験できない貴重な体験となりました。

濃厚接触者の時期も含めた子供の出席停止日数の長さも大家族ならではの体験でした。

次は、千葉建設㈱の千葉洋美さんにバトンタッチ！

「 ふらり立ち寄ったパネル展 」

千葉　洋美さん（400 人目）

千葉建設㈱（奥州支部）
奥州市水沢字内匠田 39
TEL 0197-23-4018

寒さが深まり気になるのが、ラニーニャ現象がもたらすとされる各地での大雪被害。立ち寄り先で開催されていた「いわて気候変動対策展」が目に留まり見学しました。

近年の異常気象は、温室効果ガス（76% が CO_2）排出量増加に伴う地球温暖化が原因の一つであり、世界平均気温は 2011 年～ 2020 年で 1.09℃ 上昇しているとのこと。1℃台後半の上昇で水不足・感染症の拡大・洪水や暴風雨等の深刻な影響が出るとされ、岩手県では 21 世紀末平均気温が 3℃ 上昇すると予測されています。また、岩手県における 1 世帯辺りの CO_2 排出量は全国平均の 1.35 倍と北海道よりも高く、その背景には冬の暖房や自家用車への依存度が高いこと等があるようです。

エネルギー使用量削減対策の一つに、省エネ・創エネ・蓄エネ住宅の促進が挙げられており、住宅を提供する企業として、環境対策への社会的要請に応えていくことの重要性を改めて痛感しました。

自身も招いている弊害をすぐに目にすることができないため、行動に移すインセンティブが働きにくかったのですが、この機会を良い機会ととらえてエコを意識し、行動に移していきたいと思います。

次は、㈱協和建工の千葉猛さんにバトンタッチ！

「 オンライン 」

千葉　猛さん（401 人目）

㈱協和建工（奥州支部）
奥州市水沢佐倉河字梨田川 8-1
TEL 0197-23-2727

生活のオンライン化が加速しています。健康保険証や運転免許証がマイナンバーカードに集約され、オンラインで口座の登録や受信履歴の閲覧ができるようになりました。

不動産や建築業界にもその波は訪れています。リフォーム工事の EC サイトが増えたり、内見から契約まで全てオンラインで完結できたり…受注に「距離」が関係なくなっていることで、全国各地の会社がライバルとも言える時代に突入しました。

そんなライバルが多い時代で、いつまでも地域の皆さんに愛される会社でいるためには『奥州市にあった性能の家づくり』を徹底していくことが必要です。奥州市で暮らす皆さんを見ているからこそ考えられる間取り・プランを突き詰めて、私たちにしか提供できない家づくりを続けていきます。そして、オンラインをうまく活用して、奥州市の皆さんに「距離が近い会社」と思っていただけたらいいな…と思っています。

次は、北星建設㈱の紺野喬介さんにバトンタッチ！

きわこさんと学ぶ

北上山地の暮らしと文化 第22回

文：高橋稀環子（たかはし きわこ）

〔Profile〕北上山地民俗資料館　主査兼学芸員。北海道出身。1993年、岩手大学人文社会科学部進学を機に岩手に住み着く。1999年より北上山地民俗資料館に勤務。

岩手県のおよそ3分の2もの面積を占める北上山地。そのほぼ中央に位置する、宮古市川井地域に受け継がれてきた民俗資料を展示する「北上山地民俗資料館」の学芸員・高橋稀環子（たかはし・きわこ）さんが、北上山地に伝わる暮らしと文化を紹介します。

ソバのこと

「年越し蕎麦」を食べる風習は江戸時代から続くとされています。全国各地でさまざまな由来やしきたりがあるようですが、来る年の幸せを願う気持ちを蕎麦に託す食文化で、年末の風物詩です。みなさんは普段の食事で蕎麦をどれくらい召し上がるでしょうか。今回は今より少し前の時代、北上山地の食生活でどのようにソバ粉が利用されていたかについて紹介します。

ここで、自給自足が生活の基本だった時代のことを少しおさらいします。平地が少ない山間の地域では、水田が切り開かれる以前は畑作による雑穀栽培が中心で、主食はヒエやオオムギでした。畑では、1年目にヒエを栽培し、秋にヒエを収穫すると同じ畑にオオムギをまき、冬を越して春には成長したオオムギの畝間にダイズをまき、初夏にオオムギを収穫して、秋にダイズを収穫するという、1つの畑で2年かけて3つの作物を栽培する方法が主流でした。

明治7年にある地域で記録された穀物の収穫量をみると、その割合がヒエ49%、ダイズ18%、オオムギ13%、ソバ9%、アワ6%、コムギ3%、タカキビ2%で、アズキとコメは1%にとどきません。主食のヒエ、オオムギのほか、ダイズやソバの割合が比較的高いことが分かります。ダイズは日常の食生活に欠かせない自家製の味噌や豆腐の原料となります。そしてソバは、やせた土地でも育ち、丈夫で栽培に手間もかからないうえに、1年に2作も可能という、一家の食糧のやりくりにあたって、とても頼りになる作物だったのです。

ソバの実
ソバは「3つかね付けば刈ってよい」とされ、3粒ほど実が黒くなれば刈り取って「ソバしま」をたてて乾燥させた。「かね」とはお歯黒のこと。

通常、ソバの栽培は山の焼き畑で行われました。ただし雪が多い地域はオオムギの栽培に不向きのため、本畑でヒエを収穫した翌年にソバを栽培していました。そのような土地は標高が高く夏も冷涼な気候で、ソバの名産地としても知られています。ソバ栽培やソバ粉の食利用の割合も多かっただろうと想像できます。

次に、ソバ粉で作られた料理を紹介します。

「蕎麦切り」は麺状の、今でいう手打ち蕎麦のことです。普段の食卓に変化をつける料理であるとともに、年中行事や冠婚葬祭のときのご馳走にもなります。

「蕎麦ばっとう」は、「蕎麦切り」を作る要領で伸ばした生地を、短冊型に切ったものです。だし汁のほかにも、甘い「小豆ばっとう」にして食べます。また、切り方を三角形に変えると「蕎麦かっけ」になります。

「蕎麦練り」はお椀にソバ粉を入れ、熱湯を注ぎながら透明になるまで混ぜる、という簡単な作り方です。

ソバ粉で小さな団子を作り、アズキの汁粉に入れて食べるのは「小豆団子」です。また「蕎麦もち」は団子の中に味噌などの餡を入れて包んだもので、主食にもなりました。炉の火であぶって表面を乾燥させ、それを灰の中に埋めて蒸し焼きにします。これを「ほど焼き」といいます。「ほど焼き」にした「蕎麦もち」は持ち運びできるので、山での畑仕事や学校の弁当として持たせることもあったそうです。

石臼で粉を挽くことからはじめる作業は手間ひまがかかりますが、ソバ粉は普段から特別な日までをまかなう料理を生み出す、万能な食材だったといえます。「突然の来客にもかかわらず、粉を挽き、粉をこね、蕎麦切りを作ってもてなした」という思い出話をお聞きしたことがあります。あわてずに淡々と蕎麦を打つ様子を思い浮かべ、憧れの気持ちを持ってお話を伺いました。そしていくら万能のソバ粉があっても手打ちで蕎麦切りを作れない私は、料理はやはり作り手の心や技が大切なのだと改めて考えさせられました。

「ソバしま」
刈り取ったソバを畑で乾燥させる

本で知る、いわて

第20回

雲を紡ぐ
伊吹有喜　著
文春文庫　2022年9月発行

岩手に残る伝統工芸「ホームスパン」を通じて、心を開いていく少女と家族の物語。毛糸を紡ぐように、心の糸が紡がれていきます。

不登校になった高校2年生の美緒は両親とうまくいかず、思わず新幹線に飛び乗って盛岡へ。ホームスパン工房を営む祖父を手伝ううちに自分でも毛糸を紡ぎ、織ってみたいと思うようになります。

岩手山や中津川、材木町、紺屋町の番屋、実在の喫茶店など、物語の中には盛岡のあれこれが生き生きと描かれています。作者が実際に足を運び、この街を好きになってくれたのだなと嬉しい気持ちに。そして、ホームスパンの魅力に改めて気づかされます。

文庫版は、単行本にはないスピンオフ短編を収録。一度は終了した物語のその先にふれ、主人公のさらなる未来を見たくなりました。

もりおか町家物語館

本から、連想ゲーム

町家がモデルに

作品の中で、主人公の祖父が事務所兼ショウルームにしていたのが、盛岡市鉈屋町の建物。この通りでは「盛岡町家」と呼ばれる時代を感じさせる建物が見られますが、そのひとつ「大慈清水御休み処」がモデルになったとのこと。

盛岡町家は、母屋の「見世（みせ）」と、それに続く中の間「常居（じょい）」があるのが特徴。常居は吹き抜けになっていて、2階がのらない造りで神棚が設えてあります。主人を足げにしない、出世を妨げないという意味を込めて、吹き抜けになっているのだといわれます。

歴史を刻んだ建物には、それ自体に物語があるように感じます。御休み処で本書を読み直したら、また違った読み方ができそう……。

芥川賞作家・直木賞作家を輩出するとともに、岩手を舞台にした作品が出版されるなど、本にまつわる話題の尽きない岩手。「文学の国」と呼んでもいいほどの豊かな土壌があるのだと思います。そこで、こんなページをつくってみました。

岩手出身やゆかりの作家の本、岩手にまつわる内容が含まれる本、あんな本こんな本……を通じて、どんな「いわて」が見えてくるでしょうか。

文：内澤 稲子 プロフィール にゃー

盛岡市在住のライターで編集者。新聞記者を経てフリーに。北東北エリアマガジン『rakra（ラ・クラ）』創刊に編集長として参加し、現在も関わっている。猫好き。
ラジオもりおか 76.9 MHz「ネコの部屋」パーソナリティ（毎週木曜日 17：30 ～）

花巻市の高村山荘

本から、連想ゲーム

山村で紡ぐ文化

花巻市太田地区に残る「高村山荘」。彫刻家で詩人の高村光太郎が、7年半を過ごした場所です。昭和20（1945）年4月の空襲で東京・文京区の自宅兼アトリエを失い、その翌月、宮沢賢治との縁で宮沢家に身を寄せました。しかし、8月の花巻空襲で焼け出され、知人らが世話をしてくれた、この山荘に移り住みました。

光太郎の戦後の書簡には、山村に住み、自然と共生する生活から文化を創出する抱負が書かれていたとのこと。岩手での暮らしに、創作への意欲を見出していたのかもしれません。そして、その文化のひとつがホームスパンで、光太郎は自身が住む地域をホームスパンの産地にしたいと、講習会まで企画したそうです。

賢治、光太郎、ホームスパン。糸のようにつながっているなと感じさせるエピソードです。

ごきげん文藝　温泉天国

池内紀ほか　著

河出書房新社　2017年12月発行

寒い冬に温もりを感じるものを、ということでホームスパンからの温泉本。文豪から人気作家まで、多彩な作家の32篇を収録しています。

その中の1篇が、「花巻市から、ちょうど宮沢賢治の詩の中に出てくるような、夢の話みたいな可愛らしい電車がトコトコと東西へ分れて走っている。」という一文で始まる高村光太郎の「花巻温泉」。人々が電車で花巻や台、志戸平、大沢、鉛、西鉛の各温泉に行っていた時代の様子が伺えます。台温泉で草野心平と飲んでいたら、「帳場からお客なんか呑み倒しちまう、という屈強な女中が送り込まれたのに張合った」という、信じられないエピソードも。

最後は、「まったく花巻はいい温泉である。」と結んでありました。光太郎も愛した温泉に、ちょっと温もりに行こうかな。

変更・免許更新・廃業手続きについて

変更届について

～宅建業者名簿登載事項の変更届出は 30 日以内に～

宅地建物取引業免許を受けた後、次の事項について変更があった場合には、変更が生じた日から 30 日以内に免許を受けた国土交通省大臣または都道府県知事に届出なければなりません。（宅地建物取引業法第 9 条）

①商号または名称、②代表者（就任（法人のみ）・退任（法人のみ）・改姓改名）・法人の役員（就任・退任・改姓改名）、③主たる事務所（所在地）、④従たる事務所（所在地・名称・新設・廃止）⑤政令で定める使用人（就任・退任・改姓改名）、⑥専任の宅地建物取引士（就任・退任・改姓改名）

※このうち、「商号または名称」、「代表者」、「主たる事務所」、「従たる事務所」につきましては、免許権者に届出後、協会に変更届を提出してください。なお、「政令で定める使用人」の変更につきましては、所定の様式はありませんが、会員管理（協会からの連絡文書の送付等）上の観点から、変更が生じた際は協会までお知らせください。

免許更新について

～更新の申請は有効期間満了日の 90 日前から 30 日前までに～

宅地建物取引業免許の更新の際は、有効期間満了日の 90 日前から 30 日前までの期間に申請を行ってください。

受付期間内に申請を行われない場合、現在の免許は有効期間満了の翌日に失効します。免許失効後に、宅地建物取引業を営もうとする場合は、新たに免許申請と協会への入会手続きが必要となりますのでご注意願います。

なお、協会員は、更新申請にあたり、保証協会が発行する「社員資格証明書」を提出する必要がありますので、更新申請前に、保証協会岩手本部事務局宛てにご請求いただきますようお願いいたします。

廃業届について

～協会の退会手続きもお忘れなく～

宅地建物取引業を廃業する場合、免許権者に「廃業等届出書」を提出のうえ、協会に退会届を提出してください。協会において退会届を受付後、弁済業務保証金分担金の返還手続きを開始します。

なお、年会費につきましては、毎年 4 月 1 日現在の会員が請求の対象になり、免許権者に廃業等に関する届出を 3 月 31 日までに行っている場合でも、退会届が 3 月 31 日までに協会に提出されていないときは、年会費の支払い義務が生じますのでご注意ください。

令和４年度宅地建物取引士資格試験実施状況

令和４年度の宅地建物取引士資格試験が10月16日（日）に実施され、11月22日（火）に合格者が発表されました。本試験に係る実施状況につきましては下記のとおりです。

１　岩手県の実施状況

（1）申込者数　1,399人
（2）受験者数　1,140人
（3）合否判定基準　50問中36問以上正解した者
（登録講習修了者は45問中31問以上正解した者）
（4）合格者数　198人
（5）合格率　17.4％

２　全国の実施状況

（1）申込者数　283,856人［男性187,073人、女性96,783人］
うち登録講習修了者52,851人［男性33,575人、女性19,276人］
（2）受験者数　226,048人［男性147,902人、女性78,146人］
うち登録講習修了者47,000人［男性29,760人、女性17,240人］
（3）合格者数　38,525人［男性24,535人、女性13,990人］
うち登録講習修了者8,151人［男性4,787人、女性3,364人］
（4）合格率　17.0％［男性16.6％、女性17.9％］
うち登録講習修了者17.3％［男性16.1％、女性19.5％］

３　実施結果

都道府県	申込者	受験者	合格者	合格率	都道府県	申込者	受験者	合格者	合格率
北海道	8,130	6,584	1,006	15.3	滋賀県	2,496	2,008	312	15.5
青森県	1,179	956	155	16.2	京都府	6,043	4,833	825	17.1
岩手県	1,399	1,140	198	17.4	大阪府	25,760	20,558	3,336	16.2
宮城県	4,989	3,950	660	16.7	兵庫県	11,987	9,809	1,749	17.8
秋田県	871	691	89	12.9	奈良県	2,685	2,150	376	17.5
山形県	1,059	842	133	15.8	和歌山県	1,111	904	164	18.1
福島県	2,533	2,090	288	13.8	鳥取県	583	458	81	17.7
茨城県	3,975	3,197	538	16.8	島根県	768	615	86	14.0
栃木県	2,702	2,197	395	18.0	岡山県	3,156	2,457	420	17.1
群馬県	2,745	2,198	348	15.8	広島県	5,410	4,322	681	15.8
新潟県	2,626	2,070	376	18.2	山口県	1,884	1,535	284	18.5
山梨県	1,197	957	163	17.0	徳島県	941	755	110	14.6
長野県	2,842	2,318	395	17.0	香川県	1,584	1,241	232	18.7
埼玉県	19,450	15,396	2,664	17.3	愛媛県	1,949	1,565	260	16.6
千葉県	16,115	12,791	2,172	17.0	高知県	838	658	134	20.4
東京都	58,900	45,528	8,298	18.2	福岡県	13,632	10,891	1,727	15.9
神奈川県	26,032	21,002	3,686	17.6	佐賀県	1,173	921	145	15.7
富山県	1,336	1,062	204	19.2	長崎県	1,720	1,467	214	14.6
石川県	1,904	1,527	261	17.1	熊本県	3,182	2,560	380	14.8
福井県	874	701	142	20.3	大分県	1,714	1,382	210	15.2
岐阜県	2,711	2,203	392	17.8	宮崎県	1,419	1,139	189	16.6
静岡県	5,861	4,813	814	16.9	鹿児島県	2,318	1,865	281	15.1
愛知県	15,227	12,200	2,162	17.7	沖縄県	4,660	3,765	505	13.4
三重県	2,186	1,777	285	16.0	合計	283,856	226,048	38,525	17.0

公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会

申込
受付中！

賃貸住宅管理業法に基づく

宅建士向け「指定講習」

賃貸住宅管理業の登録に必須な「業務管理者」となるための講習

「賃貸住宅管理業 業務管理者講習」から「指定講習」へと呼称が変わりました

賃貸住宅管理業における「業務管理者」とは

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（「賃貸住宅管理業法」）では、賃貸住宅の管理業を営む場合で、その管理戸数が200戸以上となるときには、国土交通大臣に賃貸住宅管理業者としての登録及び、営業所又は事務所等ごとに、1 名以上の「業務管理者」の設置が義務付けられています（管理戸数200戸未満の場合、登録は任意。登録時は「業務管理者」の設置は必須）。「業務管理者」となるためには、下記のいずれかの要件を満たす必要があります。

①賃貸不動産経営管理士
②「指定講習」を修了した宅地建物取引士※

今回、全国宅地建物取引業協会連合会がご案内する講習は（一社）賃貸不動産経営管理士協議会より委託を受け、上記②の宅地建物取引士に向けた「指定講習」となります。

※指定講習の受講には、賃貸住宅管理業の実務経験２年以上を有するか、実務経験２年に代わる「賃貸住宅管理業務に関する実務講習」※の修了が必要となります。
※「賃貸住宅管理業務に関する実務講習」の詳細は、一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会HPよりご確認ください。

全国宅地建物取引業協会連合会「指定講習」の特徴

特徴1　通信教育で受講可能

特徴2　Web受講なら合格まで2ヶ月間何度でも受講できる！

全国宅地建物取引業協会連合会「指定講習」の概要

受講資格	賃貸住宅管理業に係る実務経験2年以上※を有する宅地建物取引士 ※管理業務の実務経験２年以上と同等の講習修了でも可
受講料	19，800円（税込） ※一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承ください。※上記の金額には、テキスト代・効果測定受験料・送料が含まれます。
受講の有効期間	2か月（期間延長不可）
学習教材	テキスト学習と講義動画による通信教育
学習内容・講義時間	①賃貸管理総論　②管理業務の受託　③建物管理の実務　④建物設備の知識　⑤金銭管理 ⑥賃貸住宅管理業務に関する知識・・・10時間（効果測定含む）
修了要件	各学習科目ごとの効果測定において7割以上の正答

受講コースのご案内

全国宅地建物取引業協会連合会「指定講習」には、Webコースと郵送コースの2種類があります。ご自身の受講環境に合わせて、コースをお選びください。
【ご注意】受講申込後のコース変更・キャンセルはできません。

オススメ！ Webコース特徴	Webコースは、お申込みから、講義動画視聴、効果測定、修了証の交付までがすべてインターネット上で行われるコースです。
郵送コース特徴	郵送コースは、インターネット上での受講が困難な方のコースです。お申込み手続きや、効果測定、修了証の交付などが郵送手続きになるほか、講義動画はDVD（貸与）での視聴となります。

受講の流れ

	オススメ！ Webコース	郵送コース
STEP1	受講申込み・講習コース選択　Webコース・郵送コースの2種類からお選びください。	
	クレジットカード払い・コンビニ払い	銀行振込（手数料受講者負担）
STEP2	教材到着	
	本人限定受取郵便にて、指定のご住所へ教材とWeb学習サイトのログインID／パスワードが送られます。	本人限定受取郵便にて、指定のご住所へ教材と講義動画(DVD)が送られます。
STEP3	学習	
	テキストと講義動画（Web配信）	テキストと講義動画（DVD貸与）※要返却
STEP4	効果測定 各学習科目の7割以上の正答	
	Web上で解答（合格まで繰り返し可（受講期限内であれば））	解答用紙を郵送で返送（合格点に達していない場合は再提出（一回のみ））
STEP5	修了証の交付 全ての学習科目の効果測定において、7割以上の正答が確認されると修了証が交付されます。	
	Web上でダウンロード	郵送

申込に必要なもの

①宅建士証の写し
②実務経験証明書又は、実務経験同等の講習修了証

Webコースお申込はこちらからアクセス ▶ HPより申込下さい。 全宅連 検索

郵送コースお申込みの連絡先 ▶ 全国宅地建物取引業協会連合会HPより申込書をダウンロード頂くか、下記の問い合わせ先に電話連絡願います。

■問い合わせ連絡先　全国宅地建物取引業協会連合会 指定講習事務局コールセンター［株建築資料研究社（日建学院）］
TEL：03-6773-4654　FAX：03-3987-3256　受付：10:00～17:00（土・日・祝祭日・夏季・年末年始を除きます）
※新型コロナウイルス感染症の感染状況による緊急事態宣言の発出等により、受付休止又は短縮を行う場合があります。

協会の動き

令和4年9月1日～令和4年11月30日

9. 1　第6回正副会長会

9.16　第1回研修委員会

9.20　［全宅保証］第5回弁済業務委員会（東班）（東京都　多田本部長）

9.22　［北上市］空家相談会（ツインモールプラザ　北上支部）
車椅子贈呈式（北上済生会病院　北上支部）

9.25　［宮古市］空家の個別相談会（宮古市地域創生センター　沿岸支部）

9.27　会計指導（総務財務委員会）

10. 3　第7回正副会長会

10. 4　第2回宅地建物取引士法定講習会（アートホテル盛岡　受講者90名）

10. 5　［滝沢市］第4回空家等対策協議会（滝沢市役所　下河原副会長）

10.13　［紫波町］第5回空家等対策協議会（紫波町役場　下河原副会長）

10.17　会計指導（総務財務委員会）

10.20　［全宅連］電子契約システム「ハトサポサイン」説明会（web配信　小田島広報流通委員長、中村局員、佐々木局員）

10.24　第3回宅建業者等研修会（web研修　受講者88名）

10.25　第3回宅地建物取引士法定講習会（アートホテル盛岡　受講者64名）

10.26　中間監査会
第1回総務財務委員会

10.31　［ハトマーク支援機構］第14回臨時評議会（web会議　多田会長）

11. 1　第8回正副会長会

11.10　第3回広報流通委員会

11.11　［全宅保証］第7回弁済業務委員会（東班）（東京都　多田本部長）
新入会員研修会（web研修　受講者17名）

11.13　［遠野市］空き家相談会（遠野市役所　花巻支部）

11.17　会計指導（総務財務委員会）

11.22　第3回理事会　第3回幹事会

11.28　［全宅連］［全宅保証］第4回理事会（東京都　多田会長）
［東日本地区指定流通機構協議会］第2回幹事会（東京都　多田会長）

11.29　［全宅保証］相談研修委員会（鳥取県　多田本部長）

11.30　［盛岡市］空き家相談会（プラザおでって　盛岡支部）

苦情相談委員対応による不動産無料相談を毎週火曜日と木曜日（祝日を除く）に開催しています。

ニューフェイス

令和４年９月１日～令和４年11月30日

㈱栗谷川建工

免許証番号／岩手県知事（1）第2708号
代表者／栗谷川　健一
専任宅地建物取引士／栗谷川　千恵美
所在地／九戸郡九戸村長興寺5-96-3
TEL：0195-42-3681
FAX：0195-42-3713

新入会員紹介　Q&A

Q1. 開業した動機について教えてください。⇒地域的に今問題とされている空き家の問題や過疎化の問題に対して弊社の建築業に宅建業をプラスする事により、新たな活路を開き、地域社会に貢献したいと思いました。

Q2. 宅建協会に入会した理由を教えてください。⇒近隣地域の諸先輩方皆様が多く在籍しており、信頼感があったため入会させていただきました。

Q3.（宅建業における）取扱業務の紹介または会社等のPRをお願いします。⇒弊社は建築業を25年ほどやらせて頂いております。不動産売買の仲介をはじめ、建築用地の分譲や、中古住宅のリノベーションなどにも挑戦したいです。

Q4. 宅建協会に期待することや協会への要望はありますか。⇒これからも勉強することがまだまだあると思いますのでセミナー等に積極的に参加したいと思います。よろしくお願いいたします。

Q5. これからの意気込みをお願いします。⇒地域の皆様に頼られるような会社に、そして、地元に人が集まってくるような魅力ある街づくりへ貢献できるよう尽力いたします。

㈲TKプランニングス

免許証番号／岩手県知事（1）第2710号
代表者／熊谷　徳治
専任宅地建物取引士／熊谷　智子
所在地／盛岡市東山2-3-11
TEL：019-654-5220
FAX：019-654-5220

新入会員紹介　Q&A

Q1. 開業した動機について教えてください。⇒家業で物販等のテナント業を営んでおり、これまでたくさんの皆さまからお世話していただき、いずれ将来的にぜひとも自分たちで色々と挑戦しようと思い開業いたしました。

Q2. 宅建協会に入会した理由を教えてください。⇒普段お世話になっている皆様からのご紹介が一番のきっかけです。微力ながらも地域に根付いていきたいと思い入会いたしました。

Q3.（宅建業における）取扱業務の紹介または会社等のPRをお願いします。⇒賃貸・売買・仲介・管理業務など取り扱っております。

Q4. 宅建協会に期待することや協会への要望はありますか。⇒コロナ禍でまだ難しいですが、会員の皆さまといろいろ交流できることを期待します。

Q5. これからの意気込みをお願いします。⇒たくさんの皆さまから信頼いただけるよう頑張ります。

丸栄不動産

免許証番号／岩手県知事（1）第2711号
代表者／伊藤　栄作
専任宅地建物取引士／伊藤　栄作
所在地／北上市本通り3-1-25
TEL：0197-63-2781
FAX：0197-63-2781

㈱山下建設

免許証番号／岩手県知事（1）第2702号
代表者／山下　道夫
専任宅地建物取引士／菊池　安夫
所在地／奥州市江刺岩谷堂字内ノ町64-1
TEL：0197-35-7877
FAX：0197-35-7875

百万石建設㈱

免許証番号／岩手県知事（1）第2709号
代表者／水本　慶
専任宅地建物取引士／佐々木　祥昭
所在地／紫波郡矢巾町大字南矢幅6-606
TEL：019-697-1500
FAX：019-697-3143

2020年2月1日より
不動産業を新規開業するみなさまをサポートします！

入会に必要な初期費用から100,000円を減額します

入会金 ~~700,000円~~ ➡ **600,000円**

第21回

住んでます！いわて

アンダーエイジ

〈左：くまがい　右：たもん〉

吉本興業「あなたの街に住みますプロジェクト」で、岩手県担当芸人となり、2011年から岩手に住んでいるアンダーエイジのお二人。県内各地を行脚しているアンダーエイジならではの視点で岩手県の魅力をご紹介します。

熊谷由輔 >>>> 謎の温泉…

今回紹介するのは西和賀町です。西和賀町は秋田との県境で自然が多く残る地域です。この地域で、山の中にポツンと浴槽だけ残っていて、そこにお湯が湧き出ている謎の温泉があるという情報を入手し、IATの「Go!Go! いわて」内で調査して来てんです。

最初は街の人に聞いても聞いても、空振りで、これ本当にあるのか？ガセじゃないのか？と不安に苛まれましたが、湯田駅前の商店の方から「昔、鷲合森鉱山という場所があって、その近くじゃないか？」という有力情報を入手したのです。さらには色んな方々の協力もあり…"キッチン開"というお店の方が詳細を知っているらしいという所まで辿り着いたのです。そして行ってみると、その店は、携帯の電波も入らなくなる程の山奥にあり、まるでお伽話のような感覚に陥ったのですが、そこの主人が「ここから3Km車でまっすぐ行く、すると左に緩やかなカーブがあるから、そこに車を置いて15分くらい歩けばあるよ」と。。かなりのザックリとした情報‼緩やかなカーブが目印って‼見落としたらヤバい！と、かなり不安になりましたが。。言われた通り行ってみたら、本当にあったのです‼実際に鷲合森鉱山で働かれていた方々が利用していた温泉、「見立温泉」と言うらしいのですが。建物は壊されて、浴槽だけ残っているのです。自然と一体になれて、さらには当時の歴史も感じて最高でした。もし行かれるのでしたら、掃除もして綺麗に使って下さい！よろしくお願いします！

結城多聞 >>>> 美味い…!!

「岩手で食べたもので一番美味しかったものは何ですか」と聞かれることがある。仕事柄、県内各地の様々な逸品を頂いてきた。したがってパッと思い付くものが幾つかある。

「岩手に来て大変だったことは何ですか」と聞かれることも稀にある。こちらはパッと思い付くものが一つだけある。それは冬の寒さだ。同じ東北地方の山形県育ちということもあり「はいはい、あの感じね」と余裕をかまして迎えた岩手の冬は、全然「あの感じ」ではなかった。確かに雪の量は山形の方が多い。しかし、寒さは圧倒的に岩手なのだ。「寒っみぃ」を通り越して「痛ってぇ」なのだから。これが断トツで大変だったことである。そして、この痛みこそが唯一無二の究極のスパイスとなるのである。

神子田朝市。早朝五時から開かれている盛岡の台所。ここで食す岩手の郷土料理「ひっつみ」は涙が出るほど美味い。もちろん一年中美味いは美味いのだが、岩手の冬、しかも一番気温の低いであろう早朝に、勇気を持って布団から飛び出し、歯をカチカチと鳴らしながら辿り着いた先にあるひっつみの温かさは舌や胃袋よりもまず涙腺に来る。そういう意味で、冬のひっつみが最強かもしれない。

【プロフィール】岩手県花巻市出身の熊谷由輔と、山形県出身の結城多聞。よしもと唯一の東北出身者同士のコンビ。2011年より岩手県住みます芸人に就任、テレビ・ラジオなど日本で一番大きな県「岩手」を縦横無尽に活動中。

【レギュラー番組】

岩手朝日テレビ	「Go!Go! いわて」	毎週土曜日7：30～
BSよしもと	「Cheeky's a Go Go!」	毎週金曜日13：00～
FM岩手	「花金ラジオ★HYPER」	毎週金曜日19：00～
えふえむ花巻	「フラワープラス」	毎週火曜日11：30～

あの日から、岩手。Vol.34

楽描きん（らくがきにん）みうらのぶこ

2012年になり『復興元年』というワードにもやもやな気持ちの私ではありましたが、家庭も子ども達も写真洗浄の仕事もつつがなく過ごせていた、そんなある日のこと。

保育園年長組のヤマ。
「お母さん、今日ね、保育園に雪だるまの紙しばいのおじさんと、ソーランソーラン踊る人達が来たの」
「へぇ～よかったね！楽しかった？」
「うん！**かっこよかった！**」

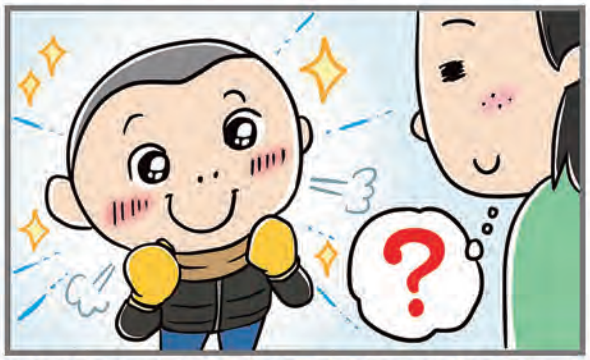

なんだかいつもより目がキラキラしているような…？

普段から踊ることが大好きなヤマは、大抵保育園でそのようなことがあると「楽しかった！」と言ってくるはずなのに…この日だけは**「かっこよかった」「かっこいい!」**を口にしていたので印象に残っていたのですが…まさか、このことがきっかけで後々我が家にも繋がってくることになるなんてこの時の私は知る由もなかったのですが、それはまた、後ほどに。

話は変わり、1月の最後の日。私宛にイラスト仲間から郵便物が届きました。なんだろう？と思いながら、開封してみると…

カエルくんがラブリーな上、とても使い勝手がよかったエコバッグが。突然の贈り物に感激でした。

「これ……!!」 開封してみてビックリ！
お気に入りだったエコバッグ。あの日、会社にバッグを置いたまま避難した話を昨年11月の東京でのイベントでチラリと話したことを彼女は覚えてくれていたのです。

さらに、約2週間後。
今度は、ブログを通じて繋がったイラストレーターさんから私の実家の絵が送られてきたのです！

ありがたいことに、ご好意で描いていただきました。

ああ、この角度。帰宅すると見えてくる景色。三重の屋根。玄関の右側には郵便ポスト。家の周りを取り囲む植木達。家の裏の道路は冬になると雪がガッチガチに凍ってズルンズルンになって怖かったっけ――
絵を見た途端に蘇ってくる、在りし日の実家まわりでの記憶。

みなし仮設に住む両親・姉家族の元へ、絵を届けに。

と、そんな感じで…**2012年は、人とのご縁・繋がり・あたたかさをより強く感じられる年**になっていくことになるのです。

そして、ついに――
「あの日」から、1年が経ちました。

業界の変動　令和4年9月1日～令和4年11月30日

変更等

支部	商号又は名称	変更事項	変更前	変更後
盛岡	㈱岩手ホテルアンドリゾート	代表者	黒澤　洋史	山形　明
北上	㈱北日本土地 北上店	事務所	〒024-0061 北上市大通り 1-8-21	〒024-0091 北上市大曲町 2-18
北上	㈱中央開発	事務所	〒024-0094 北上市大曲町 2-24	〒024-0094 北上市本通り三丁目 1-17
北上	㈱マリモ 北上営業所	事務所	〒024-0033 北上市幸町 2-3 ポレスター北上レジデンス 305 号室	〒024-0033 北上市幸町 2-3 ポレスター北上レジデンス 205 号室
二戸	二戸土地住宅産業㈲	代表者	小保内　勝男	小保内　雅男

廃業

支部	商号又は名称
盛岡	㈱リーフ・デザイン
盛岡	㈱ハウスメイトショップ 北日本法人センター
奥州	不動産タカヨシ

会員数状況

令和４年９月１日現在会員数	585（正会員 493、準会員 92）
入　会　者　数	5（正会員　5、準会員 0）
退　会　者　数	3（正会員　2、準会員 1）
令和４年 11 月 30 日現在会員数	587（正会員 496、準会員 91）

レインズ利用実績データ

月	9	10	11	累計
登　録	282	387	307	976
売　買	184	298	231	713
売　主	39	68	66	173
代　理	1	2	4	7
専　属	8	6	8	22
専　任	71	107	69	247
一　般	65	115	84	264
賃　貸	98	89	76	263
成約件数	54	52	53	159
検索件数	4,222	4,162	4,188	12,572
図面検索件数	1,907	1,990	4,262	8,159

プレゼントクイズ

チョット一息
空いた時間に試して見てください。
頭の体操で気分をリフレッシュ！

わかるかな！≪言葉クイズ≫

例題を参考に熟語２文字の真ん中１文字をお答えください。

（例）

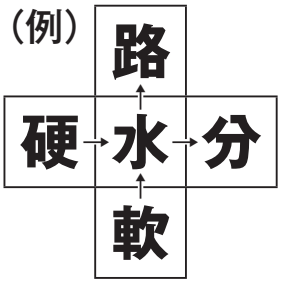

（問題）

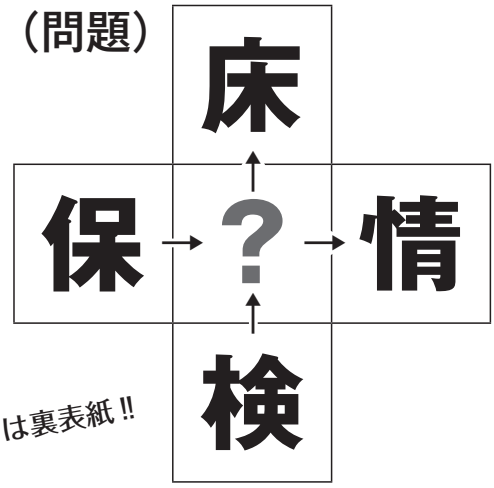

正解者の中から抽選で巻末の賞品を**５名様**にプレゼント。みなさまの応募をお待ちしています！

☆ヒントは裏表紙!!

読者の窓

○　毎回、簡単そうで難しい！答えがわかれば、こんなに簡単な問題に１時間かかってしまったと思う今日この頃…
（匿名希望）

○　新米の美味しい季節になりました。
　我が家では栗の渋皮煮、栗おこわ、藻ずく蟹のすいとん、蟹みそ、香茸おこわ、芋の子汁など秋の収穫を存分に味わってます。
（明和土地）

○　『名物グルメ』いいですね！庶民的な匂いを感じるお店ばかりで、掲載されている街に行ったら是非、行きたくなりました。今後もこの掲載を楽しみにしています。（太田　修生）

○　冬に向かっての岩手は景色、食物など楽しみな季節です。食べるのが大好きな私にとっては、名物グルメ（最強ランチ）、是非行きます。
（匿名希望）

○　内容が充実していて生活の糧に参考にしています。
（松本　和男）

○「北上山地の暮らしと文化」の“猫泣かせ”と“べんけい”を楽しく読みました。毎号、コーヒーブレイクのお供なのですが、今回、民俗学を学べて嬉しかったです、これからもこのような紹介記事を待ってます（笑）
（髙橋　敦子）

○　お得感のあるランチ特集、どの料理もおいしそうで食べに行きたくなりました。継続して掲載して欲しいです。
　那須川さんの「我が家の空き家対策」が興味深かったです。「おじいちゃん・おばあちゃんの家は楽しい！」というコンセプトが素敵ですね。古民家カフェが実現したらお茶をしに行きたいです。
（りっちー）

○　毎号クイズを楽しみにしています。難しすぎない所が良いです。
（匿名希望）

○　アンダーエイジのお二人が、今年のさんさ踊りに参加したときの浴衣姿がとても似合っていました。
　また、結城多聞さんはビーチでギャルをナンパしたかったとのことですが、写真の姿を見る限り…（笑）（太田屋　勝雄）

○　名物グルメ店の記事がよかったです。
（千田　佐織）

○　時々読ませてもらってます。クイズが楽しみです。
（島﨑　亜矢子）

○“トラブルから学ぶこと”はとても勉強になります。名物グルメも楽しく見ています。
（高橋　力）

編集の窓

明けましておめでとうございます。
コロナ禍に見舞われたまま新年を迎えることになりましたが、今年こそはコロナに怯えることのない穏やかな年であってほしいものです。
“クルーズ船”、“武漢”、“マスク不足”というワードが世間を賑わせて始まった新型コロナウイルス。武漢の海鮮市場の様子を目の当たりにして何とも言い難い脅威に身が震えたことが大分前のような感もありますが、今なおその脅威が続くことになるとは想像することができませんでした。

一方で、日頃の予防策の徹底やワクチンの接種によるものなのか、爆発的な感染拡大は回避され、一時、毎日のように耳にしていた“まん延防止等重点措置”や“専門家会議”、“休業要請”といったワードもこのところ耳にする機会も減り、ゆっくりではありますが、終息に向けて歩みを進めているように思われます。
依然として予断を許さない状況ではありますが、皆様にお役立ていただける情報をお届けしてまいりますので、ご愛読いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（事務局　佐々木）

◆◆◆ プレゼントクイズの賞品 ◆◆◆

今回のクイズの賞品は

ホテル紫苑様より 温泉入浴券（4枚1セット）を5名様にご提供いただきました。

源泉掛け流しの「南部曲り家の湯」をお楽しみ下さい!!

露天風呂

八角形の屋根が印象的な打たせ湯タイプの露天風呂です。夜には庭園を照らす照明が幻想的な雰囲気をかもしだします。

内湯

南部赤松で仕上げた壮麗な天井を見上げながら入浴できる木のぬくもりを感じるお風呂です。

露天風呂（夜）

大きな岩が浴槽の周りを囲むお風呂です。床はスロープになっており奥に行くほど深くなり、最深は90cmになります。

盛岡　つなぎ温泉 ホテル紫苑

〒020-0055
岩手県盛岡市繋字湯ノ舘74-2
TEL：019-689-2288

日帰り入浴受付時間 11：00～16：00
【最終入浴時間17：00まで】

※清掃、メンテナンス等の都合により、日帰り入浴をお休みさせていただく場合がありますので、お出かけ前にホテルへお問合せください。

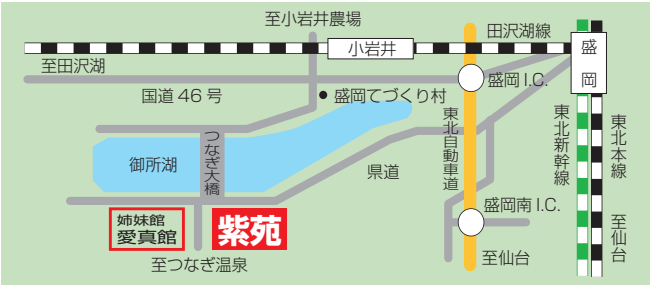

23ページのクイズを解いて、ぜひ応募してください！

[応募要項]

ハガキまたはEメール（koho@i-tk.or.jp）に必要事項を明記してご応募ください。

- クイズの答え
- 郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号
- 情報誌イーハトーヴのご感想

（紙上で紹介することがありますので、匿名希望・ペンネームの方は必ずお書き添え下さい）

正解者の中から抽選で賞品をお送りいたします。

- 締切 ―― 令和5年1月31日（火曜日）当日消印有効
- 宛先 ―― 〒020-0127　盛岡市前九年一丁目9番30号
  岩手県不動産会館
  (一社)岩手県宅地建物取引業協会　事務局
- 当選者 ―― 当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

vol.146 プレゼントクイズの正解
【正解】「山」　“浄法寺ワイン 山ぶどう『寂』やや甘口”
●多数のご応募をいただき誠にありがとうございました。当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

イーハトーヴ
宅建いわて vol.147
2023年1月
発行人 会長 多田幸司
編集人 広報流通委員長 小田島行伸
発行所 一般社団法人 岩手県宅地建物取引業協会 TEL 019(646)1111
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岩手本部
〒020-0127 盛岡市前九年一丁目9番30号 岩手県不動産会館
印刷所 山口北州印刷㈱